

第5章

人と自然が共生するまちをつくる

- 第1節 自然環境の保全
- 第2節 生活環境の保全
- 第3節 循環型社会の構築
- 第4節 環境学習の推進

第1節 自然環境の保全

現状と課題

当町の中央を南流する那珂川は、東日本有数の天然鮎の遡上を誇り、その支流や山間の沢及び農業用水路には数多くの魚類や水生昆虫が生息しています。緑豊かな森林や那珂川の清流は、地域が誇りとする大切な資源であり、緑・清流・田園が織りなす景観は、「日本の原風景」ともいふべき魅力ある風景です。

しかし、農林業の低迷や担い手不足などから、森林や農地の荒廃が進行していることから、新たな農林業の担い手の確保、森林や農地をどう保全していくかについては、町全体で問題を共有し、共通認識のもとに取り組みを推進していく必要があります。

また、森林や農地を利用して開発される太陽光発電設備の設置については、自然環境との調和に考慮し、事前の協議を十分に行い、設置後の維持管理、撤去に関しても積極的な指導を行い自然環境の保全に努めていく必要があります。

これらの自然環境を保護していくためには、長期的なビジョンをもとに、森林・農地・水辺に関する各種事業とも連携を図りながら、自然環境の保全に対する施策を推進していく必要があります。

基本方針

豊かな自然環境の保全に向け、環境への負荷低減などに取り組み、「美しい自然と共生するまち」の実現を目指します。

施策

○第2次那珂川町環境基本計画に基づく安全安心なまちづくりの推進

- ◆「第2次那珂川町環境基本計画」に基づき、豊かな自然環境とともに歩むまちを目指して、計画的に自然環境の保全対策の推進を図ります。

○自然環境の保全

- ◆「那珂川町土地利用調整基本計画」等に基づき、土地利用の適正な誘導を図ります。

○森林の保全

- ◆林業施策における新たな林業の担い手を確保し、森林の育成を図ります。
- ◆木の駅プロジェクトの推進により、山林の美化及び再生エネルギーの有効活用を図ります。

○農地の保全

- ◆農業・農村の多面的機能の発揮を促進し、農地の荒廃防止を図ります。

○水辺の保全

- ◆小川、池、農業用水堀などを、町の美しい癒しの観光資源として発展させ、水辺環境がもつ環境保全機能に配慮し、その美化に努めます。

指標

成果目標	基準(R2)	目標(R7)	長期目標※
新規就農者数（R3～R7累計）【再掲】	2人	10人	5人

※「長期目標」は、10年後の目標値として、平成27年度の前期基本計画策定の際に設定したものです。

第2節 生活環境の保全

現状と課題

町では、公共下水道への加入及び浄化槽の設置を推進していますが、実質的な生活排水処理人口普及率は67.8%であり、年2回行っている、河川等の水質検査においては、環境基準を超える地点もあることから、さらなる公共下水道への接続や浄化槽の設置を促すとともに、引き続き河川等の水質検査を実施し、水質の保全に努める必要があります。

また、町内の環境美化については、住民や事業所等による道路・河川の清掃活動が行われていますが、ごみが散乱している場所が見受けられるため、ごみの不法投棄防止に向けた啓発の徹底と監視体制の強化に努めるほか、ペットを飼う飼い主のマナーや責任が求められていることから、飼い主に対しても啓発活動によるマナーの徹底が必要です。

なお、北沢地区に不法投棄された廃棄物については、これを適正処理するため、現在県営管理型最終処分場の建設が進められています。

基本方針

身近な環境や景観の保全などに取り組み、安全安心で「潤いと安らぎのあるまち」の実現を目指します。

施策

- 生活環境の保全 ◆「第2次那珂川町環境基本計画」、「那珂川町一般廃棄物処理計画」に基づき、生活環境の保全を推進します。
- 生活雑排水の適正処理 ◆河川等の水質の保全を図るため、水質の把握に努めるとともに、公共下水道への加入促進と浄化槽の設置を推進します。
- 廃棄物処理の指導強化 ◆一般廃棄物と産業廃棄物の適正処理について、企業・町民への啓発指導及び不法投棄防止監視体制の強化を図ります。
- 地域環境の保全 ◆大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音・振動・悪臭の公害防止体制の強化を図ります。 ◆企業との連携を密にして、公害防止のため、各種規制基準を遵守するよう指導体制の強化に努めます。 ◆広報やケーブルテレビ等を活用し、正しいペットの飼い方や不法投棄防止等の啓発活動を行います。
- 環境の美化 ◆不法投棄の禁止や環境美化運動などを推進します。
- ごみの分別収集 ◆「分別収集計画」に基づき、ごみの分別について周知徹底を図ります。 ◆ごみステーションを計画的に整備し、ごみの分別収集を推進します。

指標

成果目標	基準(R2)	目標(R7)	長期目標※
生活排水処理人口普及率【再掲】	67.8%	70.0%	69.0%
不法投棄件数／年	43件	38件	38件
環境美化活動参加人数／年	3,500人	4,000人	4,000人

※「長期目標」は、10年後の目標値として、平成27年度の前期基本計画策定の際に設定したものです。

第3節 循環型社会の構築

現状と課題

本町における年間の一般廃棄物排出量は、人口減少に応じ減少傾向にありますが、一人あたりの年間排出量は増加していることから、住民の生活スタイルが大量消費型のままであることが伺えます。可燃ごみの増加は、二酸化炭素の排出増加にもつながり、地球温暖化を加速させることとなります。

住民一人ひとりが環境に配慮した生活を実践し、ごみの減量化を図ることが、地球環境にも大きな影響を及ぼすことから、4Rを推進し、資源やエネルギーなどの無駄や浪費をなくし、ごみを限りなくゼロにしていく「ゼロ・ウェイスト」に取り組むとともに、再生可能エネルギーの導入や省エネルギーの実行など、環境に配慮した取り組みが必要です。

また、バイオマス資源についても、生ごみの堆肥化、間伐材を燃料として使用することにより排出される熱エネルギーを有効活用するなど、環境負荷の少ない循環型社会を構築する必要があります。

基本方針

一人ひとりが限りある資源を大切に生活スタイルへの転換と再生可能エネルギーの利用を推進するとともに、バイオマス資源を有効活用した「循環型社会を目指すまち」の実現を図ります。

施策

○循環型社会の構築の推進

- ◆「第2次那珂川町環境基本計画」に基づき、計画的な循環型社会の構築を推進します。
- ◆大量消費型の生活を見直し、ごみの分別やリサイクル品を再利用することにより4R（リフューズ・リデュース・リユース・リサイクル）を推進します。
- ◆環境破壊につながるエネルギー資源の浪費をなくし、資源リサイクル化や省エネルギーの推進、新エネルギーの導入促進を図ります。
- ◆家庭生活や事業活動の中で、エネルギーの利用を最小限度に抑えることを推進します。
- ◆地球温暖化防止対策として、CO₂削減の取り組みを推進します。
- ◆再生可能エネルギーの導入や省エネ・省資源型のライフスタイルへの転換及び、町内資源の利活用を推進します。
- ◆小型家電リサイクル法に基づき使用済電子機器等の回収を推進します。
- ◆市街地において生ごみを分別回収し、燃やすごみの減量化を図ります。
- ◆地域や家庭における資源のリサイクル化を推進し、循環型社会に対する意識の高揚に努めます。

指標

成果目標	基準(R2)	目標(R7)	長期目標※
一人あたりのごみ年間排出量	295kg	236kg	236kg
低炭素まちづくり推進設備等導入事業費補助金交付件数/年	49件	85件	85件

※「長期目標」は、10年後の目標値として、平成27年度の前期基本計画策定の際に設定したものです。

第4節 環境学習の推進

現状と課題

本町では、小中学校における環境教育の統一を図るため、町内の各小中学校での環境教育用小冊子を配布しているほか、小学校においては、牛乳パック資源化運動による環境活動の実践から、環境意識の醸成に努めています。

また、各育成会やボランティアなどの団体が開催する学習会については、奨励金を交付することにより、取り組みに対する支援と地域における環境学習の普及・促進を図っています。

環境学習の推進については、環境問題を学校や地域をとおして生活の身近なテーマとして認識し、環境行動を継続していくことで日常生活に定着させていくことが重要です。

そのためには、学校や地域と連携を図りながら、継続した取り組みを推進するとともに、学習機会を創出する必要があります。

基本方針

環境教育や環境学習等の充実、環境行動の実践に向け、各種の支援、連携体制を整え、それぞれの役割分担で協働し、「環境について考え行動するまち」の実現を目指します。

施策

○環境学習の推進

- ◆「第2次那珂川町環境基本計画」に基づき、計画的な環境学習の推進を図ります。
- ◆環境教育用小冊子を継続して配布するとともに、全小中学校で牛乳パック資源化運動が実施できるよう努めます。
- ◆各団体での環境学習会の開催を支援するとともに、環境活動の中心となる人材育成を推進します。

指標

成果目標	基準(R2)	目標(R7)	長期目標※
環境学習会開催奨励金制度の活用団体数/年	3団体	10団体	10団体
牛乳パック資源化運動取組学校数/年	3校	5校	5校

※「長期目標」は、10年後の目標値として、平成27年度の前期基本計画策定の際に設定したものの。